

二宮町中小企業等事業継続支援金の申請を受付 しています！

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が一定程度減少しつつも、

国の持続化給付金の対象にならない町内の中小企業者等に対し、

支援金を支給し事業の継続を支援します。

支援金額

1事業所につき(1回のみ)



一律

20万円

○申請期間

令和2年8月20日(木)から10月5日(月)まで ※当日消印有効

○対象事業者

- ①中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第3項に規定する小規模企業者※裏面の中小企業者早見表をご確認ください。
- ②令和2年1月から6月までの間の前年同月と比べて売上減少率が各月とも50%未満で、かつ3月から6月までのいずれか一月が20%以上である。ただし、開業後間もない等で、売上高を前年同月と比較することができない場合は別途要件有。
- ③令和2年3月末日までに町内に事業所が有り、令和2年度以降も継続して町内で事業活動を行う意思がある。
- ④平成31年3月から令和元年6月までの売上額の合計が20万円となっている。
※創業後間もない場合は、売上高が生じた月から連続した4か月の売上高の合計が20万円以上となっている。
- ⑤個人事業主の場合、事業収入が事業収入以外の収入(公的年金収入を除く)より多い。
- ⑥その他、令和2年1月31日までに到来した納期限の町税を完納しているなど。

↑以上の条件を全て満たす中小企業者が対象となります↑

詳細は下記の二宮町ホームページからご確認ください。

○申請方法・問合せ先

申請書類等のすべてを次の送付先へ郵送してください。

送付先:〒259-0196 住所の記載不要(左記の郵便番号記入で不要となります)

宛先:二宮町役場 産業振興課 商工観光班 行

TEL:0463-71-5914(直通)

※提出書類の様式や要件の詳細等は二宮町ホームページ↓からご確認ください。

<http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/important/1597118771174.html>

